

内部規程見直しについてのご提案（要約版）

2018年7月31日
シティユーワ法律事務所

I 内部規程見直しについての考え方と見直しの方向性

150兆円を超える年金積立金の管理運用を行うという受託者としての責任を十分果たすため、年金積立金管理運用独立行政法人（「GPIF」）のガバナンスは非常に重要であり、年金積立金管理運用独立行政法人法（「GPIF法」）改正による新たなガバナンス体制の趣旨が発揮できるよう、内部規程を適切に定める必要がある。

GPIF法第7条第1項では「理事長は、経営委員会の定めるところに従い業務を総理する」とされており、重要事項の意思決定機関は経営委員会であり、理事長（ひいては理事及び職員）の行う業務執行は、概念的に全て経営委員会の決定に依拠していると考えられる。内部規程との関係では、組織体制の基本的な枠組みその他の重要事項を定める内部規程は経営委員会により議決され、細則部分はそれらに矛盾しないように定められる必要がある。

内部規程の見直しの基本的な方向としては、①組織体制の基本的枠組みを定めた規程を設けること、②経営委員会と理事長以下の権限分配を定めた規程を設けること、③経営委員会が決議すべき事項であるにもかかわらず現行規程上そのように規定されていない事項について、経営委員会の決議事項とすること、④GPIF法の趣旨に沿っていない内部規程を法の趣旨に沿って修正すること、が検討されるべきである。

II 内部規程変更についての具体的ご提案

1 組織規程について

内部組織をいかに設置するかは経営委員会の権限であり、ガバナンスの要ともなるため、明確に規定すべきである。組織規程を改正し、委員会等の重要な組織に関する規定も盛り込んだ上で、組織に関する基本規程としたうえで、改廃権限は経営委員会にあることを明らかにすることを提案する。

2 権限分配規程について

文書管理規程に、決裁権限を定める規定とそれ以外の文書管理について定める規定が混在しているため、決裁権限を定める部分を文書管理規程から分離させ、組織規程に取り込むとともに、その中で経営委員会の決議の位置づけを明確にすることを提案する。

3 経営委員会が議決すべき事項

(1) 経営委員会の議決事項が内部規程に正しく含まれているか。

① 規程等の制定等に関する規程

内部規程は、組織や権限分配等に関する重要な内部規程は経営委員会において定められ、他の内部規程は経営委員会から理事長や下位機関に委任・再委任されるというツリー構造になっているべきである。規程等の制定等に関する規程を改正してその構造を明らかにし、規程の関係の明確化のため、名称を変更することを提案する。

② 経営企画会議設置要綱の修正

経営企画会議において経営委員会のアジェンダを事前に審議し議決するものと整理し、経営企画会議設置要綱をそれに沿って修正することを提案する。

③ 経営委員会への議案提出フロー

②にともない、経営委員会規則を整備し、経営委員会への議案の提出の事務フローを整理することを提案する。

④ 役員給与規程・役員退職手当支給規程・職員給与規程・職員退職手当支給規程

給与に関する規程について経営委員会が定めるものとし、特別手当の増減を経営委員会で議決することを提案する。

⑤ 監査委員会規則

監査委員会規則で規定事項のうち、経営委員会議決事項であるものとそうでないものがあるため、前者について経営委員会議決事項を別紙として添付することにより明らかにすることを提案する。

⑥ 内部統制の基本方針・内部統制に関する規程・その他の業務の適正を確保するために必要な体制として定められている内部規程

内部統制の基本方針はガバナンスの方針を定めるものとして、経営委員会で議決することを提案する。また、各委員会の設置については組織規程に移し、内部統制の基本方針を修正して運用面等も加えた内容とすること、内部統制に関する規程との関係を明確化することを提案する。

⑦ リスク管理に関する規程

内部統制の基本方針でリスク管理規程を定めることとされていることに鑑み、運用リスクと業務リスクの双方について定めるリスク管理に関する基本規程を定めることを提案する。

⑧ 会計監査人候補者等選定委員会設置要綱

「会計監査人候補者等選定委員会設置要綱」を改正して会計監査人候補者等選定委員会の委員の選任について、経営委員会が議決することを提案する。

(2) 既に経営委員会の承認を得ている内部規程等における、改正 GPIF 法の趣旨に沿っていない箇所の修正

- ① 制裁規程と就業規則との関係の整理
- ② 運用委員会規程の廃止と、議事録に関する事項を文書管理規定へ規定
- ③ 内部通報・外部通報による是正措置への経営委員会の関与を規定
- ④ 内部統制担当役員の報告の頻度を具体的に規定
- ⑤ 中期計画についての規程の整理及び経営委員会への報告
- ⑥ 業務執行全般についての経営委員会への報告
- ⑦ 重要な使用人の任命権者に経営委員会の同意を得る
- ⑧ 監査委員の職務執行に関する費用についての見直し
- ⑨ 監査規程のタイトルを内部監査規程に変更
- ⑩ 監査等の実効性確保のための体制整備を求める先についての見直し

(3) その他経営委員会が必要と認める事項

- ① 利益相反の承認
- ② 責任の一部免除の取扱い

4 その他の規程変更に対するご提案

- (1) 経営委員会への報告に関する規定
- (2) 委員会等において「審議」のみならず「議決」すべき事項の整理
- (3) 規程の見直し

Ⅲ ベストプラクティスに関するご提案（経営委員会の決議を適切に行うための体制）

1. GPIF 法第 5 条の 3 第 1 号カにいう「経営委員会が特に必要と認める事項」に該当するか否かの判断基準
2. 経営委員会に報告すべき重要事項のメルクマール
3. 監査委員会と内部監査部門（監査室）との協同
4. 利益相反の把握

以 上